

平成29年度第8回五島市農業委員会総会会議議事録

1. 開催日時 平成29年10月26日(木) 午後3時00分から午後4時55分

2. 開催場所 五島市役所3階大会議室

3. 出席農業委員(19名)

1番 南 忠明	2番 出口 幸博	3番 山崎 早苗	4番 平田 光昭
5番 荒木 富男	6番 今里 誠一	7番 中村 耕二	8番 山本 実雄
9番 古里 善秀	10番 山下 富雄	11番 谷川 基晴	12番 奈留 敏弘
13番 角田 隆章	14番 上村 孝幸	15番 岩田 弘孝	16番 尾崎 初雄
17番 林 賢市	18番 寺坂 誠一	19番 山田 勝久	

4. 出席農地利用最適化推進委員(15名)

野平 荘二	坂井 平人	木場 兵次	山田 全
出口 傳	平山 勇市	梁瀬 敏夫	川口 誠一
中村 誠	中村 利幸	川端 敏広	四辻 嘉之
岩谷 聖	片町 利則	深松 誠	

5. 議事録署名人

3番 山崎 早苗 13番 角田 隆章

6. 日 程

議案第36号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第37号	農地法第4条・5条の規定による許可処分の取消願に係る意見について
議案第38号	農地法第4条・5条の規定による許可申請に係る意見について
議案第39号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第40号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について
議案第41号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について
議案第42号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について

7. 報告・協議事項

新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
会議等報告・予定について
その他

□事務局長

平成 29 年度第 8 回五島市農業委員会総会の開催に当たりまして、出席者数の報告をいたします。出席委員は 19 名中 19 名で、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定する出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、本日は推進委員 15 名の方に出席いただいております。

○議長

出席委員は定足数に達しました。これより、平成 29 年度第 8 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議案第 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし農業委員会の許可を受ける必要があります。権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

続いて、議案の説明をいたします。3 ページをご覧ください。

議案第 36 号 1 番、土地の所在地、〇〇町、畑 1 筆 267 m²。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業兼会社員。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、農業兼病院職員。譲受理由、耕作に便利な当該地を譲り受けて営農を継続する。譲渡理由、当該地を譲り渡して営農を支援する。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、10 月 18 日〇〇地区及び〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 36 号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1番は許可されました。

次に、議案第36号の2番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2番、土地の所在地、〇〇町、畑、外畑2筆、3筆合計6,698㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、無職。譲受理由、当該地を兄から譲り受けて農業経営を開始する。譲渡理由、病気と身体障害のため耕作できないので、当該地を弟に譲り渡す。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、10月18日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第36号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、2番は許可されました。

次に、議案第36号の3番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3番、土地の所在地、〇〇町、田、他田1筆、2筆合計4,225㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、会社員兼農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲受理由、当該地を譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。譲渡理由、高齢により耕作できないので当該地を譲り渡す。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、10月18日〇〇地区、10月19日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第36号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、3番は許可されました。

次に、議案第36号の4番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

4番、土地の所在地、〇〇町、田8筆、畑1筆、樹園地1筆、10筆合計18,594㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、無職。譲受理由、当該地を譲り受けて農業経営を開始する。譲渡理由、高齢により耕作できないので当該地を譲り渡す。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、10月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第36号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、4番は許可されました。

次に、議案第36号の5番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

5番、土地の所在地、〇〇町、〇〇、田、他田4筆、5筆合計8,431㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、無職。譲受理由、当該地を祖父から譲り受けて農業経営を開始する。譲渡理由、当該地を孫に譲り渡して新規就農を支援する。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、10月18日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第36号の5番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、5番は許可されました。

次に、議案第37号農地法第4条・第5条の規定による許可処分の取消願いにかかる意見について、1番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、8ページをご覧ください。議案第37号の1番をご説明いたします。所在、○○町、畑64㎡、第1種農地。譲受人、○○町、○○○○。○○町、○○○○。譲渡人、○○町、○○○○。転用目的、農業用道路用地。本案について、平成29年4月26日の総会で審議され、許可相当と判断された案件であります。許可を受けた譲受人の数、及び持分の変更があるため、許可処分の取消願の申請であります。

○議長

次に、議案第37号の1番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第37号の1番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

○○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました議案第37号の1番について、当協議会は去る10月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第37号の1番、所在、○○町、転用者、○○○○。転用目的、農業用道路用地。本案について、許可処分の取消願はやむを得ないと認められ、願いのとおり許可を取り消すことが適当であるとの意見に決しました。以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第37号の1番に対する地区協議会会長報告は、適当であるとの意見であります。地区協議会会長報告のとおり、適当であることに異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号 1 番の許可処分取消願いにかかる意見については、適当であるとする事に決しました。

次に、議案第 38 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見について、1 番から 3 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

9 ページをご覧ください。議案第 38 号の 1 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 62 ㎡、第 3 種農地。申請人、大村市、〇〇〇〇。転用目的、通路用地。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ 20 年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく簡易手続き相当の違反案件の基準に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、〇〇から北東へ約 100m に位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあり、第 3 種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、ジャリ敷き舗装された道路として利用されており、昭和 60 年頃の転用当時から現在に至るまで周辺土地に土砂流出や崩壊の被害が生じたことは無く、今後も被害が発生する恐れはないと思われます。

次に、10 ページをご覧ください。議案第 38 号の 2 番をご説明いたします。所在、〇〇町、田 257 ㎡、第 3 種農地。申請人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、農業用施設用地。本案は、農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なものに該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく簡易手続き相当の違反案件の基準に該当するため、追認許可相当と判断されます。申請地は、〇〇から西へ約 700m に位置し、市街地化の傾向が著しい区域内にあり住宅が連たんしている第 3 種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま使用し、周辺土地とは石垣やブロック等に囲まれていますので土砂等の流失の恐れはなく、近傍農地とは十分な距離があり、日照、通風、耕作等に影響を及ぼすことはありません。また、雨水排水は既存側溝に放流とし、生活雑排水は、発生いたしません。

次に、11 ページをご覧ください。議案第 38 号の 3 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 64 ㎡、第 1 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。〇〇町、〇〇〇〇。〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、農業用道路用地。本案は、取消願の後に改めて、譲受人を 3 名、またそれぞれ持分を 3 分の 1 としての転用申請であります。申請地は、〇〇から南へ約 500m に位置し農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現在の土羽を最高 80 cm 最低 50 cm の切土工事をし、申請地の造成を行います。また、砂利舗装をして土羽も強固に固めるため土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、農業用道路として使用いたしますので日照等に影響はないと思われ、隣接農地の営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下

とし、汚水・生活雑排水については、発生いたしません。本案は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、農業用施設等に供する場合は許可することができるとなっております。以上です。

○議長

次に、議案第 38 号の 1 番から 3 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 38 号の 1 番から 3 番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

○○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました議案第 38 号の 1 番から 3 番について、当協議会は去る 10 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始に、議案第 38 号の 1 番、所在、○○町。転用者、○○○○。転用目的、通路用地。

次に、議案第 38 号の 2 番、所在、○○町。転用者、○○○○。転用目的、農業用施設用地。

最後に、議案第 38 号の 3 番、所在、○○町。転用者、○○○○。転用目的、農業用道路用地。

議案第 38 号の 1 番の申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地である。2 番の申請地は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅が連たんしている第 3 種農地である。3 番の申請地は、概ね 10 ヘクタール以上規模の一団にある第 1 種農地であるが地域の農業振興に資する耕作道路である。よって 1 番から 3 番の転用許可申請については、周辺の農地等に影響は無く、通路用地及び農業用施設用地ならびに農業用道路用地としてやむを得ないと認められ、農地法第 4 条・第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第 38 号の 1 番から 3 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることに異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号の 1 番外 2 件は許可相当と決しました。

次に、議案第 38 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見について、4 番を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

12 ページをご覧ください。議案第 38 号の 4 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 264 m²、第 2 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇より西に約 100m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に、配置図について、ご説明いたします。申請地は、現状のまま使用し、土地境界に沿ってコンクリート舗装することにより土砂等流失の恐れはなく、建物の高さを平屋建てにすることで近隣農地への日照・通風等営農への被害の恐れはありません。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、概ね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

○議長

次に、議案第 38 号の 4 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 38 号の 4 番について、当協議会は去る 10 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 38 号の 4 番、所在、〇〇町、転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

本案について、4 番の申請地は、概ね 10 ヘクタール未満の規模の農地で市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4・第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 38 号の 4 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございま

せんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号の 4 番は許可相当と決しました。○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

—○○委員：出席—

○議長

次に、議案第 38 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見について、5 番から 7 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

13 ページをご覧ください。議案第 38 号の 5 番をご説明いたします。所在、○○町、畑 1,786 m²、第 2 種農地。譲受人、東京都、○○○○。譲渡人、○○町、○○○○。転用目的、太陽光発電所用地。申請地は、○○から南西へ約 500m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、敷地内は砂利敷きとすることで土砂等流失の恐れはなく、ソーラーパネルを地表から最高約 1.5m 程度に設置するので日照・通風等影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。隣接する同町高崎字持場山 505 番 1 原野の一部 19 m² を併用地として使用いたします。ソーラーパネル 360 枚の発電能力 49.5 k w の太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、14 ページをご覧ください。議案第 38 号の 6 番をご説明いたします。所在、○○町、畑 241 m²、第 2 種農地。申請人、○○町、○○○○。転用目的、農業用施設用地。本案は、農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なものに該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく簡易手続き相当の違反案件の基準に該当するため、追認許可相当と判断されます。申請地は、○○から南西へ約 330m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、敷地全体をコンクリート舗装し、建物は農業用倉庫として使用しており、平成 13 年 6 月当時から現在に至るまで、周辺土地に土砂流出や崩壊の被害が生じたことは無く、今後も被害が発生する恐れはないと思われ、また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水は、発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

最後に、15 ページをご覧ください。議案第 38 号の 7 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 291 m²、第 2 種農地。申請人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から南へ約 450m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、最高 50 cm 最低 25 cm の盛土工事をし、申請地の造成を行います。また、境界に沿ってコンクリート擁壁を設置することにより土砂等流失の恐れはなく、建物の高さを平屋建てにすること、また十分な距離を確保することで近隣農地への日照・通風等営農への被害の恐れはありません。隣接する同町〇〇宅地の一部 51.4 m² を併用地として利用いたします。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し水路に排出する計画となっております。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

○議長

次に、議案第 38 号の 5 番から 7 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 38 号の 5 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 38 号の 5 番について、当協議会は去る 10 月 19 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 38 号の 5 番、所在、〇〇町、転用者、〇〇〇〇。転用目的、太陽光発電所用地。本案について、申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、太陽光発電所用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条・第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 38 号の第 6 番と 7 番に対する〇〇地区協議会会長代理の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長代理

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 38 号の 6 番及び 7 番について、当協議会は去る 10 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第 38 号の 6 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、農業用施設

用地。

最後に、議案第 38 号の 7 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

以上 2 件について、議案第 38 号の 6 番及び 7 番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、農業用施設用地及び住宅用地としての転用許可申請は、やむを得ないと認められ、農地法第 4・第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

○議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第 38 号の 5 番から 7 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号の 5 番外 2 件は許可相当と決しました。

次に、議案第 39 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。18 ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、田 68 筆、畑 42 筆の計 110 筆で面積が 233,906.12 m²、所有権移転につきましては、田 2 筆で面積が 3,104 m²となっております。

それでは、議案についてご説明いたします。19 ページをご覧ください。なお、1 番各号につきましては、農地中間管理事業によるものです。

(議案第 39 号利用権設定の 1 番 1 から 13 番、所有権移転の 14 番を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 39 号、利用権設定の 1 番 1 から 13 番、所有権移転の 14 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 39 号、利用権設定の 1 番 1 外 38 件、所有権移転の 14 番は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました、議案第 39 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。それでは、議案についてご説明いたします。30 ページをご覧ください。

（議案第 40 号農地利用配分計画の 1 番から 10 番を朗読）

以上の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 40 号農用地利用配分計画に対する意見について 1 番から 10 番については適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 40 号農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番外 9 件については、適当であるとの意見に決しました。

次に、議案第 41 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

ご説明いたします。33 ページをご覧ください。今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただきました結果を掲載しております。今回非農地と判断されたものは、畑 27 筆で、合計面積は 13,788 m²となっております。4 月からの累計は、田 23 筆、畑 163 筆、樹園地 3 筆で合計面積は 185,078 m²となっております。

す。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 41 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 41 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

36 ページをお開き下さい。農地等の利用の最適化の推進に関する指針案について、この指針については農業委員会等に関する法律に基づき行うものです。参照条文をご説明いたします。

法律の第 7 条では、農業委員会は次に掲げる事項について、指針を定めるよう努めなければならないとされており、第 1 号ではその区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標。第 2 号ではその区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法。第 2 項では、前項の指針を定め又はこれを変更しようとするときには、農地利用最適化推進委員の意見を聴かななければならない。また、第 3 項では第 1 項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。と定められております。37 ページをご覧ください。

（農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）を説明）

○議長

ご意見、質疑等はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 42 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 42 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針

(案)については、原案のとおり可決されました。(案)を削除願います。

議題は、以上で終了いたしました。続きまして、報告・協議事項に移ります。始めに、新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. 新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. その他

○議長

本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、平成 29 年度第 8 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。